

リフォーム補助

令和5年度 宜野湾市商工会空き店舗対策事業 募集要項

令和5年4月13日

令和5年度 空き店舗対策事業にかかる募集にあたり交付要項並びに実施計画書に基づき募集要項を定める。

1. 対象者

(1) 下記のいずれかに該当する者

- ア 市内空き店舗において新たに開業若しくは開業準備をしている者
- イ 第2創業等に該当する者
- ウ 市内で10年以上賃借により営業している者

(2) 前項(ア)及び(イ)に該当する場合は次に掲げる要件すべてを満たす店舗を賃借する者。ただし、(ウ)については、下記の(イ)を満たす店舗を賃借する者。

- ア おおむね1か月程度連続して事業が行われていない店舗
- イ 1階又は2階の店舗

(3) 本補助金交付決定の有無を問わず市内業者へ発注を行いリフォームを実施する者

(4) 契約期間が1年以上ある賃貸借契約を交わしている者

(5) 中小企業基本法第2条に基づく中小・小規模企業

(6) 店舗所有者と同一世帯又は生計を一にするものでない者

(7) 市町村税(国民健康保険税を含む)を滞納していない者

(8) 商店街等への集客効果が期待できる事業を営む者(主に飲食業、サービス業、小売業等)

(9) 令和6年2月29日時点でリフォーム工事を終え事業を営んでいる者

2. 募集締切:

令和5年10月2日(月)まで

3. 募集広報方法:

(1) 市が発行する市報及びホームページへ掲載

(2) 商工会ホームページへ掲載

(3) 募集チラシを作成し市内不動産業者、金融関係機関等へ配布

4. 必要書類

個人事業者の場合

- ① 空き店舗対策事業補助金交付申請書および付属資料
- ② 店舗所有者及び管理者との賃貸借契約書（写し）
- ③ 市町村税（国民健康保険税を含む）の滞納のない証明書（完納証明書）
- ④ 申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤ 許認可が必要な業種は証明書の写し
（改装後に取得する場合は後日提出可とする）
- ⑥ 賃借した店舗物件の改装前写真（外観・内観）、地図
- ⑦ 確定申告書（写し）又は開業届出書（写し）（決算期を1度も迎えていない場合のみ）
- ⑧ 店舗リフォームに係る市内業者からの見積書

法人事業者の場合

- ① 空き店舗対策事業補助金交付申請書および付属資料
- ② 店舗所有者及び管理者との賃貸借契約書（写し）
- ③ 市町村税（法人）の滞納のない証明書（完納証明書）
- ④ 申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤ 直近期の決算書（写し）又は法人設立届出書（写し）（決算期を1度も迎えていない場合のみ）
- ⑥ 法人商業登記簿謄本
- ⑦ 許認可が必要な業種は証明書の写し
（改装後に取得する場合は後日提出可とする）
- ⑧ 賃借した店舗物件の改装前写真（外観・内観）、地図
- ⑨ 店舗リフォームに係る市内業者からの見積書

5. 非対象業種等

- (1) 法令に違反するもの、公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の対象となる営業に係るもの又はこれに類するもの
- (4) 宜野湾市暴力団排除条例(平成23年9月30日 条例第14号)第2条(1)に規定する暴力団又は同条(2)に規定する暴力団員等のいずれかに該当するもの

- (5) 原則として、週 5 日未満の営業のもの
- (6) 無人型店舗
- (7) 商業施設等のテナント型店舗物件
- (8) 店舗改装費を対象として、国・県等の補助金等の交付を受け、又は、受ける予定の者
- (9) 事務所として使用する場合は対象外

6. 交付決定

申請書並びに本会経営指導員による実地調査報告に基づき審査を行い交付決定する。

7. 確定検査

実績報告と実地調査を基に交付額の決定を行う。

8. 補助金の支払い

令和 6 年 3 月中に補助金の精算払いを行う。

9. 補足

この要項に定めるもののほか、必要な事項は商工会長が定める。

以上